

日本共産党のふくま健治です。質問通告に基づき5項目について質問します。

1、最初に平和問題について質問します。

①まず、世界で広がる核兵器禁止条約への署名・批准への認識について伺います。

今年は広島・長崎に原爆が投下され74年目となりました。第2次世界大戦末期の1945年8月6日に広島、9日には長崎に、アメリカ軍は原子爆弾を投下しました。二つの都市は一瞬にして地獄と化しました。広島では14万人、長崎では7万4000人もその年のうちに奪われるなど、おびただしい犠牲を出しました。被爆から74年、「命あるうちに核兵器のない世界を」と痛切な願いを訴え続けてきた被爆者の高齢化はすすみ、平均年齢は82歳をこえています。

来年は被爆75年の節目を迎えるとともに、5年に1度のNPT再検討会議が開かれる年です。最大規模の核軍縮交渉でもあるこの会議で、米英仏口中の核保有大国などの逆流に抗し、核兵器禁止条約の発効に向けて力強く進むことがますます必要です。核兵器をなくす世論と運動を大きくして、被爆者の悲願である核兵器廃絶への道をいっそう加速させる機会にすることが必要です。

8月に開催された原水爆禁止2019年世界大会は世界の市民や政府代表、被爆者、反核平和団体の代表らが勢ぞろいしました。2020年を核兵器廃絶への歴史的転機とするために共同を広げようと訴えました。こうしたなか核兵器禁止条約の批准国にボリビアが加わり、条約の発効に必要な50カ国の半分、25カ国に達したことが報告されると大きな拍手が沸き起こりました。その後カザフスタンも加わり、26カ国となっています。

同条約は、2017年7月7日、122カ国によって採択され、50カ国目の批准書が国連に寄託された後90日で発効されます。あとは時間の問題となっています。

そこで質問します。世界で広がる核兵器禁止条約への署名・批准への認識について、見解を求めます。

②政府に核兵器禁止条約への署名・批准を働きかけを

広島、長崎の両市長は平和宣言で、日本政府に核兵器禁止条約への積極的対応や参加を求めました。しかし、今年も安倍首相は、核兵器禁止条約には全く触れませんでした。唯一の戦争被爆国でありながら、核兵器禁止条約への署名・批准を拒む安倍政権の姿勢は、被爆者の願いに背くものです。核兵器禁止条約にサインする政府を実現することが求められます。世界大会は「市民と野党の

共同をさらに強化して、被爆国にふさわしい役割をはたすよう政府に強くせま
っていこう」（「長崎からのよびかけ」）と訴えました。被爆国で、禁止条約
に署名する政府をつくるなら、核兵器廃絶にむけて世界を大きく動かすでしょ
う。「『生きているうちに核兵器廃絶を』という被爆者の願いにこたえるため
にも、我々は急がねばならない」（国際会議宣言）訴えています。この決意に
たった、運動の飛躍が期待されています。

そこで質問します。政府に対して核兵器禁止条約への署名・批准を強く働き
かける考えはありませんか。見解を求めます。

③核兵器廃絶の市民世論広げる施策の拡大を

本市では昭和59年に平和都市宣言をして、市内各公民館に平和都市宣言塔
の設置、原爆写真パネルの展示・貸出などをおこなっています。唯一の被爆国
として、世界から核兵器をなくしていく市民世論をいっそう広げることが求め
られています。

そこで質問します。広島・長崎での平和記念式典に市職員や児童・生徒の派
遣事業をおこなうことを提案しますが、見解を求めます。

2、次に農業問題について質問します。

①食料自給率の向上対策について質問します。

農林水産省は、2018年度の食料自給率が17年度より1ポイント低下し
37%（カロリーベース）になったと公表しました。小数点以下もみると、大
冷害に見舞われた1993年度の37・37%を下回り、37・33%と過去
最低の水準です。

安倍政権は15年、食料自給率を25年度に45%へ引き上げる目標を決め
ています。その達成どころか、逆に目標から遠ざかっており、政府の食料政策
や農政のあり方が根本から問われています。生産基盤の弱体化で世界の食料需
給が「中長期的にはひっ迫」と政府自身も予測しています。そのもとで食料の
6割以上を外国に依存していること自体、大問題です。その低い自給率をさら
に下げていることは、国民の生存条件を揺るがすものです。

農水省は18年度の自給率低下の主な要因に天候不順による小麦と大豆の生
産減などを挙げています。しかし、気象の変化などによる生産への影響だけで
は、自給率低下が長期間続いていることの説明にはなりません。国産が大半を
占めるコメの消費減少に加え、農業の生産基盤の弱体化が、いよいよあらわに
なってきているのです。とりわけ深刻なのは、農業生産の担い手の高齢化と急
速な減少です。最近10年間に農業経営体は32%減少し、そのテンポは早ま
っています。農業を中心的に担う基幹的農業従事者は10年の205万人から
19年の140万人へと減少し、その42%は70歳以上です。近い将来、大

量りタイアによる農業者の激減は避けられません。耕作放棄地も年々増え、いまや全耕地面積の約1割に達しています。

歴代政権がアメリカや財界の言いなりに食料を外国にゆだね、農産物の輸入自由化、農業切り捨ての政治を続けてきた結果ではないでしょうか。

いま求められているのは、最低の食料自給率農業を本格的に立て直すために、政治と社会の力を総結集することが不可欠だと考えています。

そこで質問しますが、農政の流れを根本的に転換し、食料自給率向上の農政に立て直すための対策について、どのような認識をお持ちでしょうか。見解を求めます。

3、次に、障害者福祉について2点質問します。

①まず放課後等デイサービスについて質問します。

この事業は「在学中の児童に対して放課後や学校休業日に施設に通わせ生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの提供おこなう」ことを目的した障害児通所支援給付をするものです。利用者家族からは「放課後あずかってくれるので心配しないで仕事ができる」「勉強を見てもらったり、対人スキルなどの個別支援をしていただいている」など日常生活支援として、大きな手助けとなっています。しかし同一事業所に1週間通わせることができず、数か所の施設を掛け持ちで利用せざる得ない状況にもなっています。との声が寄せられています。

事業所では、これまで一律だった報酬が昨年4月から改定されました。各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合が50%を超えるところは単価が高く、50%未満のところは低くされています。

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会が、放課後デイサービスに取り組む事業所に行った調査で、昨年4月の報酬改定により354事業所のうち78、2%の事業所で、前年より運営費の減収になったことが明らかになっています。

支援の質の向上に努めている事業所が、報酬改定の影響で運営が困難に陥っていると指摘しています。障害の「重い」子どもを多く受け入れているかどうかで、報酬に差をつけるのは子どもを対象とする事業にはふさわしくないと批判しています。

そこで質問します。2区分制の報酬体系は、子どもたちへの支援にはふさわしくないと考えますが、見解を求めます。

②次に就労継続支援B型施設への支援について質問します。

この施設は、通常の事業所で働くことが困難な人に就労の機会や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をする施設です。

18歳以上の知的・身体・精神・難病患者等が対象となっています。市内でも多くの障害者などが通所しています。

この基本報酬についても昨年4月に改訂されました。この見直しの視点は、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とすること。工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定としてメリハリをつけるとして改訂されたものです。

この改定による影響について、全国の障害者作業所の団体であるきょうされんの調査では、6割の事業所で減収となったこと。年額200万以上の減収が予測され職員ひとり分の人件費の減収となる」などの報告がされています。

そこで質問します。基本報酬改定にともなう事業所への影響について、どのような認識をおもちでしょうか。見解を求めます。

次に、国民健康保険について3点質問します。

① 子供の「均等割り」負担軽減について質問します。

第2回定例会での私の総括質問では、「国保被保険者は相対的に年齢構成が高い、医療費水準が高い、ひとり当たり医療費についても協会健保の二倍になっている一方で所得水準は低いなど構造的問題を抱えているので、保険料負担の格差が生じているとの認識を示されています。

また子どもの「均等割り」負担の軽減については、市独自の減免となり、現時点では困難である」との見解でした。

平成27年の衆議院厚生労働委員会で「こどもの均等割り軽減は引き続き議論するとの付帯決議がされていること」また今年2月の参議院予算委員会で「こどもの均等割り保険料の今後の在り方については、国保制度に関する国と地方の協議の場においてひきつづき議論していくとの政府答弁があったこと」。を踏まえ、本市は、全国市長会・中核市市長会を通じて「こどもの均等割り保険料の軽減措置の制度化について国に要望している」との答弁でした。

こうしたなか、日田市では、子ども(中学生まで)の「均等割り」負担軽減を市独自で実施するための条例が提案され、実施が予定されています。その内容は「子どもにかかる均等割りの半分を減免するものとなっています。

同趣旨の制度改善は、全国では25自治体に広がっています。九州・大分県内では初めてのものと聞いています。

先進自治体に学び、国の制度として確立されていくためにも、地方自治体での積極的な取り組みが求められています。

そこで改めて質問します。子供の「均等割り」負担軽減について、検討する考えはありませんか。見解を求めます。

②次に資格証明書について質問します。

資格証明書の交付については、被保険者との接触の機会を図るためのと繰り返し答弁されてきました。しかし被保険者である以上、受診を抑制するようなことがあってはならないと考えます。この立場から資格証明書が交付されている被保険者世帯の内、高生までは短期被保険者証（平成22年7月より）を交付して対応しています。県内自治体でも資格証明書交付対象世帯でも短期保険証での対応を基本としているところもあります。

そこで質問します。資格証明書の交付世帯は、短期保険証での対応に切り替えて、受診の機会を保障すべきです。見解を求めます。

③一部負担金の減免・徴収猶予について質問します。

国民健康保険法第44条第1項の規定により、大分市国民健康保険事業施行規則第16条では、医療費の一部負担金の減免又は徴収猶予を受ける規定が設けられています。しかしながらその利用はいっこうにすすんではいけません。

そこで質問します。制度を周知し、利用促進を図ることが大切だと考えますが、見解を求めます。

5、環境行政

①ごみ収集について、災害時の対応について質問します。

大分市は、台風10号の接近にともない、前日の8月14日にごみ収集の中止を決定し、その周知をおこなう旨の連絡を原課より受けました。台風は超大型から大型になったとはいえ、警戒災害レベル3となっていました。

市は校区清掃指導員を通じて、54校区の自治会へごみ収集中止の電話連絡をしたとしています。

住民のなかには、「回覧板でお知らせがあった」、「自治会の連絡網で知った」などの声はありましたが、多くの所ではごみ収集中止の連絡は届いてはいません。

市内にごみステーションは約12,000か所あると聞いています。電話連絡だけの徹底には無理があるのではないのでしょうか。今回のことを今後の教訓に生かすべきです。

そこで質問します。警戒レベル3・4がでたさいには、ごみ収集を中止する必要がある旨をごみ収集カレンダーに掲載をしておくことが、周知徹底と混乱をなくすために必要と考えます。検討する考えはありませんか。見解を求めます。